

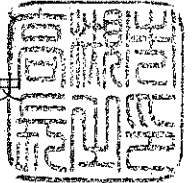
高市環第 6 7 4 号

令和 5 年 7 月 1 8 日

高槻市環境・温暖化対策審議会

会長 河野 公一 様

高槻市長 濱田 剛史



太陽光発電施設の設置に関する条例のあり方について（諮問）

みだしのことについて、高槻市環境基本条例 第 25 条 第 2 項 第 3 号の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

（諮問の趣旨）

太陽光発電施設は、気候変動対策の一環として再生可能エネルギーの増加を図るため、我が国においても設置が推進されています。しかし、大規模な施設が無秩序に設置されると、自然環境・生活環境・景観などに大きな影響を与え、土砂災害の恐れが高まるほか、周辺住民とのトラブルの原因となる場合があります。

このため、本市における太陽光発電施設の設置に際しては一定のルールを定めて対応することが重要であり、本市としては新たな条例制定に向けて検討を進めることとしています。

つきましては、本条例の基本的な考え方につきまして、貴審議会の意見を求めます。

（以上）